

(別記)

令和7年度坂東市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

関東平野のほぼ中央に位置する坂東市は、肥沃で平坦な土地条件と大消費地東京から40km圏内という地理的条件を活かし、レタス、ねぎ、はくさい、トマト等を中心とした国内でも有数の野菜の大産地となっている。

一方、水田農業の主力は水稻であり、令和6年度における作付品種は、88.3%がコシヒカリ、ついでほしじるしの2.7%、同じくあきたこまちの2.7%であり、産地にあった品種とさらなる品質向上が必要である。

昭和45年からの生産調整を機に、園芸との複合経営など多様な水田農業が展開され、米づくりとともに露地野菜を中心に近年は経営の安定を図るための施設園芸が導入されてきている。また、湿田が多く、水田における麦、大豆等土地利用型農業については、生産性・品質面で解決すべき課題が多い。

近年、米価下落等による農業経営の悪化や、就農者の高齢化・担い手の減少が急速に進行しているため、担い手が更なる育成が急務となっている。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

坂東地域では夏ネギ、レタスについて茨城県銘柄産地として指定を受けている。市の産地交付金等を活用し、作付の推進を行い作付面積の増加を図り、坂東地域のブランドとして知名度の向上を図り、産地として販売価格を底上げしていく。

減農薬栽培及び直播栽培などの取り組みや、農業生産基盤の整備などを行い一層の生産コスト削減を図り、消費者ニーズに対応した栽培履歴の記録など管理体制を整備充実させ、米・野菜の産地としての体制強化に努める。

また、食料自給率・自給力向上の観点から、水田活用の直接支払交付金を活用し、調整水田等不作付地及び遊休農地への米粉・飼料用米、麦、大豆、飼料作物、加工用米等の作付拡大を図るとともに、6次産業化に向けた取組を推進する。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

今年度について農地中間管理事業で市内の2つの土地改良区にて農地の集積を推進していく。特に保全管理されている低利用水田については、他作物の生産推進を行い、有効活用に努め団地化を図る。

水田・麦・大豆を中心にブロックローテーションの取組を図る。

大規模農家への周知をおこない、集積を進めていく必要がある。

坂東市水田農業の安定的な発展を目指し、集落を基本とした担い手の位置づけを行い、体質の強い地域ぐるみの農業を立ち上げ、中核的な担い手となる認定農業者または、地域の大規模経営農業者が中心となって、可能な限り集落の水田農業の大宗を担っていくよう誘導するとともに集落における農地の利用集積や条件整備を推進し、経営規模の拡大を図る。

畑作物を継続して生産している水田については、現地確認や地権者、耕作者等への聞き

取りにより点検を行い、畑地化を進められる水田については支援事業等を活用した畑地化の取組を進める

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

① 高品質米生産の推進

- コシヒカリ高品質生産のための、5つのポイントの推進を図る。

- 1) 健全な土づくり
- 2) 5月5日以降の田植え
- 3) 中干しで過剰分けつを抑制
- 4) 出穂後の適正な水管理
- 5) 適期収穫と適正な乾燥調整の推進

② 適地適品種の作付け推進

- 品種構成においてはおおむね望ましい現状にあるが、坂東地域農業改良普及センターを中心に積極的に適地適品種の作付けの推進を図る。

③ 安定的供給・低コスト生産を目指した米づくり

- 担い手への水田利用集積を促進し、稲作経営規模拡大による安定的供給・低コスト生産を推進する。
- 直播栽培の普及を進め、省力・低コスト技術の普及を図る。

④ 売れる米づくりの推進

- 安全で消費者・市場ニーズに応えた特別栽培米・有機米など特色を活かすことで、ブランド化を推進し、新規需要の拡大を図る。
- 栽培履歴の記録など管理体制を整備充実し、「安心・安全な米づくり」を推進する。
- 適期栽培・種子更新を推進し、品質向上を図る。
- 有利販売や知名度向上を図るため、生産者・農協・関係機関との連携のもと、積極的、効果的に消費者への情報発信を推進する。

具体的には、平成18年に発足した認定農業者連絡協議会水稻部会を中心に「安全で安心できるもの」を「安定的に供給できる」という本来の農業の営みを確立するとともに、米のブランド化を図ることにより、「売れる米づくり」を推進する。

(2) 備蓄米

需要に応じた生産数量を確保する。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

国からの産地交付金を活用した多収品種の導入推進及び団地化の推進を図り、現在の取組面積309.1haになった。現状維持を目指す。

イ 米粉用米

国からの産地交付金を活用した多収性専用品種の導入推進及び団地化の推進を図り、3年後には、新規取組者を増やし取組面積1haを目指す。

ウ 新市場開拓用米

国からの産地交付金を活用した取組等により生産拡大を図り、3年後には、現在の取組面積28.1haから29.0haへと拡大を目指す。

エ WCS用稲

国からの産地交付金を活用した取組等により生産拡大を図り、3年後には、新規取組者を増やし取組面積1haを目指す。

オ 加工用米

国からの産地交付金を活用した取組等により生産拡大を図り、現状維持を目指す。

(4) 麦、大豆、飼料作物

産地交付金を活用したブロックローテーション等の集積による面積の拡大を図る。
また、担い手への利用集積を図るとともに、実需者の望む高品質化に向けた技術の普及・確立を推進する。
二毛作についても推進し、需要に応じた作物の作付を支援する。

(5) そば、なたね

産地交付金を活用した常陸秋そば生産性向上等の取組により、本県のブランドとなっている常陸秋そばの生産性向上・品質向上の取組を推進する。
地域の実需者との契約に基づき、面積の拡大を図る。
効率的に作付けをしていただくために、土地利用集積についても支援する。
二毛作についても推進し、需要に応じた作物の作付を支援する。

(6) 地力増進作物

高収益作物の導入を図るため、地力が低下している水田に地力増進作物のソルガムを推進する。

(7) 高収益作物（野菜等）

ねぎ、レタス、はくさい、トマトを中心に推進する。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1589.4		1650.0		1600.0	
備蓄米	0.0		0.0		0.0	
飼料用米	309.1		208.5		210.0	
米粉用米	0.0		0.0			
新市場開拓用米	28.0		23.6		24.0	
WCS用稲	1.0		1.0		1.0	
加工用米	7.3		2.4		2.5	
麦	59.0		60.0		60.0	
大豆	4.2	3.0	5.0	4.0	5.0	4.0
飼料作物	0.0					
・子実用とうもろこし	0.0					
そば	34.3	24.2	35.0	25.0	35.0	25.0
なたね	0.0					
地力増進作物	0.0	0.0				
高収益作物	314.1		317.0		317.0	
・野菜	299.0		300.0		300.0	
・花き・花木	11.2		12.0		12.0	
・果樹	3.1		4.0		4.0	
・その他の高収益作物	0.8		1.0		1.0	
その他						
畑地化						

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1～3	麦・大豆・そば （基幹作物のみ）	土地利用集積加算	土地利用集積の取組面積	前年度（実績）47.9ha	（令和7年度）57.0ha （令和8年度）58.0ha
4	そば （基幹作物のみ）	常陸秋そばの生産性向上等の取組への加算	生産性向上等の取組面積	前年度（実績）7.6ha	（令和7年度）7.0ha （令和8年度）8.0ha
5	飼料用米 （基幹作物のみ）	新規需要米団地形成加算	団地形成の取組面積	前年度（実績）162.6ha	（令和7年度）180.0ha （令和8年度）181.0ha
6	加工用米 （基幹作物のみ）	加工用米生産性向上等の取組への加算	生産性向上等の取組面積	前年度（実績）7.0ha	（令和7年度）8.0ha （令和8年度）8.0ha
7, 8	大豆、そば （二毛作）	二毛作助成	二毛作の取組面積	前年度（実績）26.9ha	（令和7年度）27.0ha （令和8年度）28.0ha
9～12	別紙1のとおり	高収益作物助成 （野菜等）	高収益作物の取組面積	前年度（実績）158.8ha	（令和7年度）186.0ha （令和8年度）187.0ha
13	新市場開拓用米	新市場開拓用米加算	新市場開拓用米の取組面積	前年度（実績）28.0ha	（令和7年度）27.0ha （令和8年度）28.0ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:茨城県

協議会名:坂東市農業再生協議会

整理番号	用途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	土地利用集積加算	1	6,900	麦	概ね1ha、合計4ha以上作付けし、収穫・販売する取組
2	土地利用集積加算	1	6,900	大豆	概ね1ha、合計4ha以上作付けし、収穫・販売する取組
3	土地利用集積加算	1	6,900	そば	概ね1ha、合計4ha以上作付けし、収穫・販売する取組
4	常陸秋そばの生産性向上等の取組への加算	1	3,000	そば	別添「取組条件の詳細」の取組
5	新規需要米団地形成加算	1	4,800	飼料用米	区分管理方式で、概ね5ha以上の圃場が集積するエリアで作付けする取組
6	加工用米生産性向上等の取組への加算	1	5,200	加工用米	県で定めた新規需要米生産性向上等への取組への加算(WCS用稲専用品種の導入を除く)の取組
7	二毛作助成(大豆)	2	6,600	大豆	大豆を二毛作を作付けし、収穫・販売する取組
8	二毛作助成(そば)	2	6,600	そば	そばを二毛作を作付けし、収穫・販売する取組
9	高収益作物助成(豆類)	1	7,300	小豆、落花生、いんげん、その他豆類(大豆を除く)	高収益作物を作付けし、収穫・販売する取組
10	高収益作物助成(果樹、茶、たばこ)	1	7,300	果樹全般、茶、たばこ	高収益作物を作付けし、収穫・販売する取組
11	高収益作物助成(野菜、芝、花き、花木)	1	7,300	きのこ類、ハーブ類を含む野菜全般、鉢物類、花壇用苗物、種苗類を含む花き・花木全般、芝	高収益作物を作付けし、収穫・販売する取組
12	高収益作物助成(れんこん、せり、クレソン)	1	5,600	れんこん、せり、クレソン(基幹作のみ)	高収益作物を作付けし、収穫・販売する取組
13	新市場開拓用米加算	1	8,500	新市場開拓用米	別紙の取組

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

別紙1

(その他作物の交付対象作物及び交付単価)

※同一のほ場で、同一年度内に複数回栽培した場合は、そのうち1回を本助成の対象にする。

二毛作で作付けされたものを除く。

一般作物

○果樹(7,300円/10a)(整理番号10)

果樹全般

※果樹については、令和2年度から当該年度に新植、改植、品種の一新を目的とした接ぎ木をした水田とする。

○野菜

きのこ類、ハーブ類を含む野菜全般(7,300円/10a)(整理番号11)

れんこん, せり, クレソン(5,600円/10a)(整理番号12)

○花き・花木(7,300円/10a)(整理番号11)

鉢物類, 花壇用苗物, 種苗類を含む花き・花木全般

○その他作物

小豆, 落花生, いんげん, その他豆類(大豆を除く)(7,300円/10a)(整理番号9)

茶, たばこ(7,300円/10a)(整理番号10)

芝(7,300円/10a)(整理番号11)

取組条件の詳細

1. 常陸秋そば生産性向上等への加算

常陸秋そばの生産性向上等の取組として、次のうちいずれか1つに取組めば加算の対象とする。

取組条件	具体的内容	確認書類
種子更新	常陸秋そばの種子を新たに購入し作付けしたもの。	・購入伝票
排水対策	本暗渠，弾丸暗渠，明渠，心土破碎等により，ほ場内の排水条件に応じて適切な排水対策を行う。	・作業日誌 ・施工写真 ・現地確認等
土壌改良	土壌診断を行い，その結果に基づき土壌改良を行う。（pH5.5～6.0が基準） ※診断結果によっては，必ずしも土壌改良資材を投入する必要はない。	・土壌診断結果 ・作業日誌
1ha以上の作付	1経営体が，販売権を有して作業を実施しているそばに係る水田・畑の合計作付面積が，1ha以上。	・営農計画書 ・作業日誌 ・現地確認 ・農作業受委託契約書(写) ・農地基本台帳等
組織的な取組	集落営農	代表者等を定めた規約を作成し、対象作物について共同販売経理を行っていること。 ・規約（写） ・通帳（写）
	生産組合	農業用施設及び機械の共同利用により作業の効率化を行っている販売権を有した組合員。 ・規約（写） ・組合員名簿